質問回答

NO.	質問	回答
1	過年度資料の貸与範囲について 仕様書３（２）及び４（１）に関連し、過年度との整合性を確保するために必要な算出過程及び設定条件を確認できる資料については、契約後に貸与されるとの理解でよいでしょうか。 また、貸与対象外となる資料がある場合は、その範囲をご教示ください。	算出過程及び設定条件を確認できる資料については、過年度報告書を参照ください。過年度の報告書についての扱いは、仕様書９．（８）に記載されています。
2	今年度の推計方法の見直し範囲について 仕様書３（２）の推計業務については、過年度の推計手法を踏まえ、対象年度データへの更新を実施するものと理解しております。 その上で、仕様書３（４）に基づく改善検討とは別に、今年度業務として受託者に期待する推計手法又は設定条件の見直し・検討事項があれば、ご教示ください。	過年度報告書のうち、廃棄物統計等の精度向上に関する検討調査報告書をご参照ください。
3	令和９年１月上旬の取りまとめ成果物について 仕様書４（２）に記載の令和９年１月上旬の取りまとめについて、当該時点で提出が求められる成果物の範囲をご教示ください。 また、当該取りまとめには、仕様書３（４）に基づく改善検討結果の反映を含むとの理解でよいでしょうか。	仕様書３．（２）１）別添２－３に記載の資料等の情報が揃う範囲で、令和６年度実績値（確定値）を作成し、データを提出してください。 また、令和９年１月上旬時点で仕様書３．（４）に基づく改善検討結果が取りまとまっていた場合に、仕様書４．（２）において求める成果物には、当該改善結果を反映してください。
4	資料貸与の時期について 仕様書３（２）及び４（１）に関連する過年度資料並びに基礎データについて、契約締結後のおおよその貸与時期をご教示ください。	基礎データの意図するところが不明ですが、環境省が所有しているデータについては契約後揃い次第提供します。それ以外のデータについては、請負者自らが取得してください。
5	自治体アンケート調査の過年度実績について 仕様書３（１）２）に記載の自治体アンケート調査について、見積りの参考として、過年度実績における以下の概数をご教示ください。 ・回収対象自治体数および回収率 ・受託者による問い合わせ対応件数 ・督促実施回数	回収対象自治体数および回収率は、仕様書９．（８）に記載されている、廃棄物等の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書に記載されています。 受託者による問い合わせ対応件数及び督促実施回数は、請負業務のため環境省では把握しておりません。
6	検討会運営に関する前提について 仕様書３（４）に記載の検討会及び有識者ヒアリングについて、委員・有識者の選定に当たり、過年度からの継続を想定している方または分野があれば、その範囲をご教示ください。 また、受託者による新たな候補者提案を想定している場合は、その範囲についてご教示ください。	仕様書３．（４）２）に記載のとおり、検討会委員の選定に当たっては、令和７年度の循環利用量調査改善検討会の構成を踏まえるとともに、委員候補者のこれまでの実績・研究等を把握した上で提案し、環境省担当官との協議を踏まえて決定することとしています。